

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 4 月 21 日

月 曜 日

第5365号

目 次

告 示

○指定障害福祉サービスの事業の廃止	1
○指定公金事務取扱者の指定	
○指定納付受託者の指定	3

訓 令

○富山県立中央病院事務専決規程の一部を改正する訓令	5
---------------------------	---

告 示

富山県告示第188号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 21 日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活援助	令和 7 年 3 月 31 日	1620800035	医療法人社団緑心会	砺波市太田 570	緑心会グループホーム	砺波市矢木 12-5

富山県告示第189号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務

取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪4番18号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務及びその事務に係る歳入等又は歳出
富山県水墨美術館図録販売業務における図録販売代金の徴収・収納事務
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和7年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第190号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都江東区大島一丁目9番8号
富山F Sパートナーズ
代表者
東京都江東区大島一丁目9番8号

株式会社フクシ・エンタープライズ

構成員

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

株式会社フクシ・エンタープライズ

東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4

三幸株式会社

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務及びその事務に係る歳入等又は歳出
富山県美術館図録販売業務における図録販売代金の徴収・収納事務
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

富山県告示第191号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 21 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山市新総曲輪 4 番 18 号
公益財団法人富山県文化振興財団
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県水墨美術館の図録販売代金
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和7年4月1日

富山県告示第192号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年4月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

東京都江東区大島一丁目9番8号

富山F S パートナース

代表者

東京都江東区大島一丁目9番8号

株式会社フクシ・エンタープライズ

構成員

東京都江東区大島一丁目9番8号

株式会社フクシ・エンタープライズ

東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4

三幸株式会社

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

富山県美術館の図録販売代金

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和7年4月1日

訓 令

富山県立中央病院事務専決規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和 7 年 4 月 21 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第12号

本 庁
富山県立中央病院

富山県立中央病院事務専決規程の一部を改正する訓令

富山県立中央病院事務専決規程（昭和49年富山県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 項の表特定専決事項経営管理課長の欄第 3 号中「（子及び死亡に係るものに限る。）」を「及び認定の取消し」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

（医 務 課）
